

令和3年度 和歌山県
「ごはん・お米とわたし」
作文・図画コンクール
実施要領と応募の手引き



和歌山県農業協同組合中央会

令和3年度 和歌山県「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール 実施要領と応募の手引き

1. 主 旨

本コンクールは、JAグループがすすめる「みんなのよい食プロジェクト」の一環として、これからの食・農・地域を担う次世代の子どもたちに、お米・ごはん食、日本の食卓と国土を豊かに作りあげてきた稲作をはじめとする農業についての学びを深めてもらうとともに、子どもたちの優れた作品を顕彰することを通じて、お米・ごはん食・日本食の重要性を広く周知することを目的として実施する。

2. 応募資格

県内の小学校・中学校に在籍する児童、生徒および特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童、生徒。

3. 応募規格等（枚数・大きさ）

（1）作文部門

1部 小学校1年生～3年生

（400字詰め原稿用紙2枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙で800字以内）

2部 小学校4年生～6年生

（400字詰め原稿用紙3枚以内）

3部 中学校1年生～3年生

（400字詰め原稿用紙4枚以内）

（注） 作文用紙1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出して下さい。

本人による直筆を原則とし、パソコンなどで作成した原稿は応募不可とします。ただし、視覚・手に障害をもつ児童・生徒については、応募票の欄外に特記事項として記入した場合のみ、パソコンなどにより作成した原稿の応募を認めます。

（2）図画部門

1部 小学校1年生～3年生

2部 小学校4年生～6年生

3部 中学校1年生～3年生

（四つ切り（380×540ミリ）もしくはB3判（364×515ミリ）の市販画用紙を使用、画材は特に制限はありません）

4. 応募規則

（1） 課題にそった作品を対象とします。

（2） 応募は本人の未発表でオリジナルの作品に限ります。また、他のコンテストに応募していない作品に限ります。他人の写真や作品を模写・模倣したものは応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。

（3） ひとりで2点以上の応募はできません。

（4） 合作は応募できません。

- (5) 図画作品でポスター形式(標語・キャッチフレーズ文字の入ったもの)等の作品については、審査対象外とさせていただきます。(P 8 参照)
- (6) 作品には、1点ごとに「応募票(様式1)」(P 4 参照)を貼り付けてください。貼り付ける位置は、裏面中央とします。(P 6 参照)
- (7) 「応募者明細表(様式2)」を作成・添上のうえ、学校ごとにまとめてお送りください。(なお、応募担当の先生のお手元にも写しを1部保管下さい。)(P 5 参照)
- (8) 作品を入れた応募封筒等の表には「作文・図画在中」と明記の上、差出人名(学校名・担当者名)、住所を必ずご記入ください。
- (9) 入賞作品の著作権等は和歌山県農業協同組合中央会に帰属し、作品は原則として返却しません。
- (10) 作品を応募することによって、応募作品をJAグループの広報活動および諸事業活動のために利用することに予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。
- (11) 記入いただいた個人情報、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、本会の広報媒体(入賞作品集やホームページ等)への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。
- (12) 作品を応募することによって、上記の個人情報の使用に承諾したものとします。
- (13) 入賞通知後でも、当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。

5. 締切日

令和3年9月10日(金)

6. 賞

- | | |
|-----|------|
| ○特選 | 3点以内 |
| ○入選 | 6点以内 |
| ○佳作 | 9点以内 |

県審査で優秀な作品を次のとおり表彰し、各賞に賞状と副賞を贈ります。
なお、特選作品は全国コンクールへ推薦します。

7. 入賞発表等(予定)

県コンクールの入賞発表については令和3年10月下旬、全国コンクールの入賞発表については令和3年12月上旬に各学校等宛に通知いたします。

なお、賞(賞状と副賞)ならびに参加賞を令和3年12月下旬までに各学校宛に送付いたします。

8. 主催

和歌山県農業協同組合中央会

9. 後援

和歌山県教育委員会

朝日新聞和歌山総局、毎日新聞和歌山支局、読売新聞和歌山支局、産経新聞社
NHK和歌山放送局、テレビ和歌山、和歌山放送、
JAグループ和歌山

10. 個人情報について

本コンクールの作品応募に際して提供された個人情報は、承諾なく第三者に提供しません。ただし、入賞者については入賞発表や作品集の作成、全国コンクールへの推薦のほか、本会ホームページへの掲載、JAグループの広報媒体への露出や作品展示などの広報活動で公表することがあります。

11. 送り先および問い合わせ先

和歌山県農業協同組合中央会 総合企画部 「作文・図画」募集係

〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1番地の1

TEL (073)488-5515 FAX (073)400-6782

sougoukikaku@cyu.jawink.ne.jp

(様式1)

令和3年度 和歌山県「ごはん・お米とわたし」

作文・図画コンクール

応募票

作品の題名		
ふりがな		性別
氏名		男・女
学校名	立	学校 年
JA名		

※裏面中央にこの応募票を貼り付けて下さい。

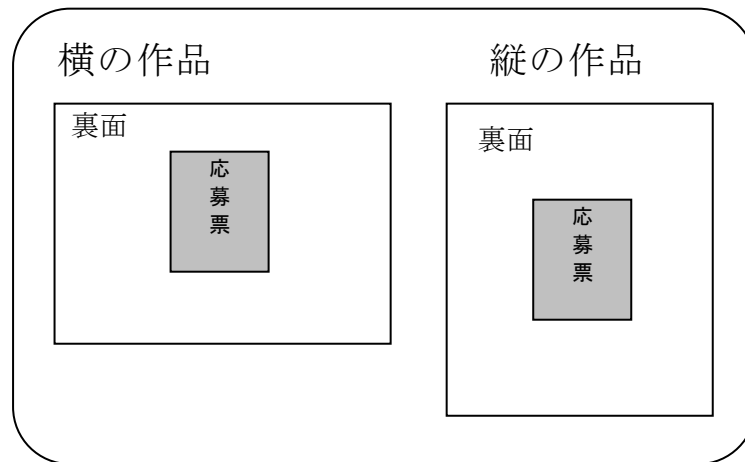
※JA名につきましては、貴校 最寄のJA名をご記入下さい。

留意事項

《応募票の記入等》

- 作品には必ず応募票（P4）を所定の位置に貼り付けてください。
 （下記見本参照）
 （注1）様式1をコピーし、点線部を切り取ってお使いください。

[貼り付け見本]



[応募者明細表記入例]

令和3年度 和歌山県「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール 応募者明細表

【学校名】 〇〇〇〇 市 町 立 小 中学校
 △△△△
 担当者名 □□□□
 電話番号 ◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇

学年	氏名	学年	氏名
1	J A 太 郎		
1	J A 花 子		

:

○作文部門審査基準

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

1. 課題に沿った作品であること。
2. ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
3. 問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
5. 作品全体に希望や明るさを感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字、脱字がなく、その他の表記（かぎかっこや句読点など）も正確であること（誤字、脱字、添削跡などについては減点の対象になります。必要に応じて、本人に差し戻し、清書させてください）。
8. 作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す（学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出す）。

○図画部門審査基準

〈主題のとらえ方について〉

1. 子供らしい発想を尊重する。子供は時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアのものがよい。
2. 理解させるためディスカッションをすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

〈基準について〉 （次のようなものは審査の対象外になります）

- ① ごはん・お米を主題としていないもの。
- ② スローガンや言葉を文字にして入れたポスター的なもの。
- ③ おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
- ④ 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
- ⑤ おむすびやお米に顔や手足がある等、擬人化したもの。
- ⑥ 石、木片などを貼りつけたもの。
- ⑦ 紙の寸法が極端に大きい、または小さいもの。
- ⑧ 紙がボール紙のように厚い、または半紙のように薄いもの。
- ⑨ 台紙に貼って応募したもの。
- ⑩ ブランド名や企業名など宣伝になる恐れがあるもの。

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは規準内として審査対象とする。

また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とする。

参 考 資 料

① 全国コンクール募集要領（ P10～11 ）

（注）直接全国コンクールには応募できません。

② 先生方へのお願い（ P12～16 ）

—ご指導に際しての参考資料—

第46回 全国「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール募集要領

【課題】(作文・図画両部門共通)

毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現して下さい。

【応募資格】

小学校および中学校に在籍する児童・生徒。
特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒。

【応募規格】(枚数・大きさ)

●作文部門

- 1部 小学校1年生～3年生
(400字詰め原稿用紙2枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙で800字以内)
- 2部 小学校4年生～6年生
(400字詰め原稿用紙3枚以内)
- 3部 中学校1年生～3年生
(400字詰め原稿用紙4枚以内)

●図画部門

- 1部 小学校1年生～3年生
 - 2部 小学校4年生～6年生
 - 3部 中学校1年生～3年生
- B3判(364×515ミリ)、もしくは四つ切り(380×540ミリ)の市販画用紙を使用。画材は特に制限しません。

(注)地域によって多少サイズは異なります。

【応募規則】

- (1) 作品には、1点ごとに次の事項を記入した応募票(20ページ)をつけてください。つける位置は最後のページの裏面、図画は裏面中央とします。(14ページ参照)
①作品の題名②氏名・性別③学校名・学年・組④学校の所在地(郵便番号・電話番号)⑤J A名
- (2) 作文用紙1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出してください(学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出してください)。
- (3) 作文は本人による直筆を原則とし、パソコンなどにより作成した原稿は応募不可とします。
ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項として応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどで作成した原稿の応募を認めます。
- (4) 作文・図画とも課題にそった作品を対象とします。
- (5) 応募は本人の未発表でオリジナルの作品に限ります。また、他のコンテストに応募していない作品に限ります。他人の写真や作品を模写・模倣したものは応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。

(6) ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。

(7) 合作は応募できません。

(8) 図画作品でスローガンや文字を入れたポスター的なものや台紙に貼ったものは応募できません。

※審査基準の詳細は10, 11ページ参照

(9) 学校で応募の際は、別添の推薦名簿(19ページ)を必ず添付してください。

(10) 作品を応募することによって、応募作品をJAグループの広報活動および諸事業活動のために利用することに予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。

(11) 記入いただいた個人情報は、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、本会の広報媒体(入賞作品集やホームページ等)への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。

(12) 作品を応募することによって、上記の個人情報の使用に承諾したものとします。

(13) 入賞通知後でも、当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。

【締切日】

令和3年9月中旬(各都道府県によって異なります)

※全国審査応募は、10月28日午前中全国事務局作品係必着

【審査員】

- 審査会委員長 中村 靖彦 氏
(東京農業大学客員教授)
- 作文部門 設楽 敬一 氏
(「(公社)全国学校図書館協議会理事長」)
- 竹村 和子 氏
(「(公社)全国学校図書館協議会常務理事・事務局長」)
- 堀米 薫 氏
(児童文学作家、(一社)日本児童文芸家協会理事)
- 真鍋 和子 氏
((一社)日本児童文学者協会監事、児童文学作家)

(児童文学作家、(一社)日本児童文芸家協会監事)

図画部門 岡田 円治 氏
(元株式会社NHKアート代表取締役社長、
日本美術家連盟準会員)
岡村 泰成 氏
(美術家集団「Moss Spirits」代表、
日本美術家連盟会員)
小柳津 須看枝 氏
(日本美術家連盟会員)
西巻 茅子 氏
(絵本作家)

【賞】

- (1) 内閣総理大臣賞
作文・図画部門各1名——— 計 2名
賞状と副賞(記念盾及びお米券、記念メダル)
- (2) 文部科学大臣賞
各部門各部門ごとに1名——— 計 6名
賞状と副賞(お米券及び記念メダル)
- (3) 農林水産大臣賞
各部門各部門ごとに1名——— 計 6名
賞状と副賞(お米券及び記念メダル)
- (4) 全国農業協同組合中央会会長賞
各部門各部門ごとに1名——— 計 6名
賞状と副賞(お米券及び記念メダル)
- (5) 優秀賞
各部門各部門ごとに15名——— 計 90名
賞状と副賞(記念メダル)
- (6) 学校奨励賞
内閣総理大臣・文部科学大臣・農林水産大臣
各賞受賞者所属校——— 計 14校
賞状

【入賞発表】

審査会終了後、入賞校、入賞者へ主催者より通知します。新聞などメディアへの発表は、令和3年12月上旬を予定しています。

【主催・後援・協賛】

- 主催
農業協同組合／都道府県農業協同組合中央会
／全国農業協同組合中央会
- 後援(予定)
内閣府／文部科学省／農林水産省／全国都道府県教育委員会連合会／全国市町村教育委員会連合会／日本放送協会(NHK)／全国連合小学校長会／全日本中学校長会／(公社)全国学校図書館協議会／(公社)日本PTA全国協議会／(公社)米穀安定供給確保支援機構
- 協賛
全国農業協同組合連合会／全国共済農業協同組合連合会／農林中央金庫／全国厚生農業協同組合連合会／(株)日本農業新聞／(一社)家の光協会／(一社)全国農協観光協会

先生方へのお願い

—ご指導に際しての参考資料—

当コンクールに応募される児童・生徒が、お米や農業について考える際に参考となる資料を掲載しております。

ご指導の際には、児童・生徒に対して、次頁以降の内容についてご解説いただき、応募上のご参考にしていただければ幸いです。



今と昔のお米の作り方のちがいを教えてください。

① 動力の変化

昔のお米づくりはほとんど人の手でおこなわれていました。馬が使われるようになったのは明治時代、機械の使用が広がりだしたのは昭和30年代になってからです。昭和40年ごろにはようやくトラクターが、昭和45年ごろからは田植機が使われるようになりました。



② 種の変化

昔は農家が収穫したお米の一部を保存しておいて翌年にまきました(自家採種)。今では、種子圃場や農協などで品種の保証のついた、きちんと管理された種が用いられることが多くなっています(種子更新)。

③ 苗づくりの変化

お米づくりの中でも苗づくりは特に重要です。苗の良し悪しが、お米のとれる量までに影響するからです。昔は、田んぼの片すみに苗を育てる場所を作り、そこで育てていましたが、今では、ビニールハウスのような施設などで箱に種をまいて、電気などで温めて育てたり、育苗センターなどから苗を買ってきたりします。



④ 肥料の変化

昔は家畜のふんや人間の排泄物、雑草や落ち葉を肥料にしていたのですが、今では化学肥料が多く使われます。

最近では、わらなどから作るたい肥などの有機質肥料が、土の性質をよくするために、再び多く使われるようになりました。



⑤ 水管理の変化

昔は川や池の水を自然の勾配や人力、水車などによって水田に引いてイネに水をあたえていました。現在でも基本は同じですが、農業用ダムやポンプを使って、給水や排水の管理がしやすくなっています。

⑥ 雑草とりの変化

昔は真夏のお湯のような田んぼの水につかりながら、強い日ざしをあびて、こしをかめながら田んぼの雑草とりを何度も人間がしていました。今では、雑草だけをからす除草剤という農業を使うことで田んぼの雑草とりの苦労は少なくなりました。



⑦ かり取りの変化

大昔は石のナイフで、穂だけをかりとっていました。奈良時代ごろから鉄製のかまでイネを根元からかりとるようになりました。かりとりに機械が使われるようになったのは昭和30年代からで、今ではコンバインという機械でかりとりから、穂からモミをとりはずす「だっこく」という作業までいっきにおこなってしまいます。



出典：公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構ホームページ

お米ができるまでのようす

1. 苗づくり・田植え



苗を育てる専用の箱に土を入れ、種もみをまき、芽が出て、小さな苗になるまでビニールハウスの中などで育てる。

苗の長さが 12~13cm、葉が 3 枚~4 枚程度になったら、田植え機に苗をセットして、田に植える。



2. 分けつ



田に植えられた苗は、根を張りだし、根に近い茎の節から新しい茎が増えていく。これを分けつという。

3. 茎(くき)がのびる



分けつが終わる頃、茎もどんどん伸びていき、茎の芽の部分では穂が作られ始める。そして、その穂の中では、数多くの花のもとが作られていく。

4. 穂が出る



茎の中から、さやを割ってうす緑色の穂が出てくる。穂の長さは 20cm ほどで、一つの穂にはおよそ 100~200 個の花がついている。この花がもみ(米)になる。

5. 開花



穂が出るとすぐその日に穂の上の方から次々に花が咲く。おしべの花粉がめしべにつき、午前中の 2 時間ほどで外の皮が閉じる。やがて、めしべの根元の部分(子ぼう)がふくらんでくる。



6. 穂が実る



そのふくらみが、でんぷんなどで外皮いっぱいまで満ちてくると、その重みで穂先がたれてくる。

こうして穂が実ってくると、外皮は黄金色になっている。

8. 収穫-稲かり-脱穀



葉や茎も黄色になり、田んぼ一面が黄金色になるといよいよ収穫。コンバインで稲をかり取り、稲からもみを取る。(脱穀)



お米を作る農家のなやみは何ですか。

1 田んぼを大きくすることが難しい(規模拡大の問題)
農家の経営を改善し収入を増やすためには、田んぼの面積を大きくし、効率的に生産することがもとめられています。お米を効率的に作ることで個人個人ができることは限られているので、地域がまとまってお米作りをしたり、会社のような組織を作ってお米作りをすることが推奨されていますが、なかなかスムーズに行かないことがあるようです。

2 日本人がお米を食べる量が減り、売れるお米作りが必要(販売量と米品質の問題)

日本人がお米を食べる量は、この40年間ぐらいの間に半分ぐらいに減ってしまいました。そのためお米が余るようになり、農家は、消費者の好みに合わせたお米を作らないと、売れないようになってしまったことがあります。以前は国がお米を買い上げていたこともあり、作れば売れてはいたのですが、今ではそのような仕組みもなくなり、ふつうの商品と同じく消費者の好みにあわせて作らないと売れなくなってきました。そのような売れるお米作りへの切りかえがうまくいってないこともあります。これは5の農家の高齢化や意欲とも関係しています。

3 収入が不安定(家計の問題)

農作物はその年の天気により、育ち方がちがいます。農家の人たちは、天気を予想しながら一生懸命作りますが、それでも、特に東北・北海道は夏に雨が多かったり、寒かったりすることに見まわれやすく、そのためにお米の実りが悪くなり、たくさん取れなかったり、おいしいお米にならなかったりします。そういうときは農家の収入も減ってしまいます。サラリーマンのように、働いた内容や時間に応じて必ず収入があるわけではないので、

どのような農業経営をしたらいいのか判断が難しく、そのため将来の見通しなどがたてにくくなり、このことは農家の人の大きななやみです。

4 お米作りに使う機械は高価(資金の問題)

農作業に使う機械は性能の良さに比例して、値段も高くなります。これも農家のなやみのタネです。作業を能率よくするために高い機械を使いたくても、その前に購入資金の工面をしないといけなからです。このことは3とも関係しています。

5 あとつぎがない(後継者の問題)

農家は、今、半分以上が60歳以上の高齢者で、しかもあとつぎのいる農家は6割ぐらいしかいません。農業は収入が不安定だ、作業がきついなどの理由で、子どもたちがやりたがらないからです。食糧生産は国民全体にとって大切なので、日本のような耕地面積のせまい国では、農家補助も必要なのですが、最近の国際間の取り決めでは、こうした補助もやりにくくなっています。あとつぎがないと、田んぼを良くしようという気持ちや、みんなに買ってもらえるお米を作ろうという気持ちがおきず、このことも日本のお米作りがかかえている大きな問題です。

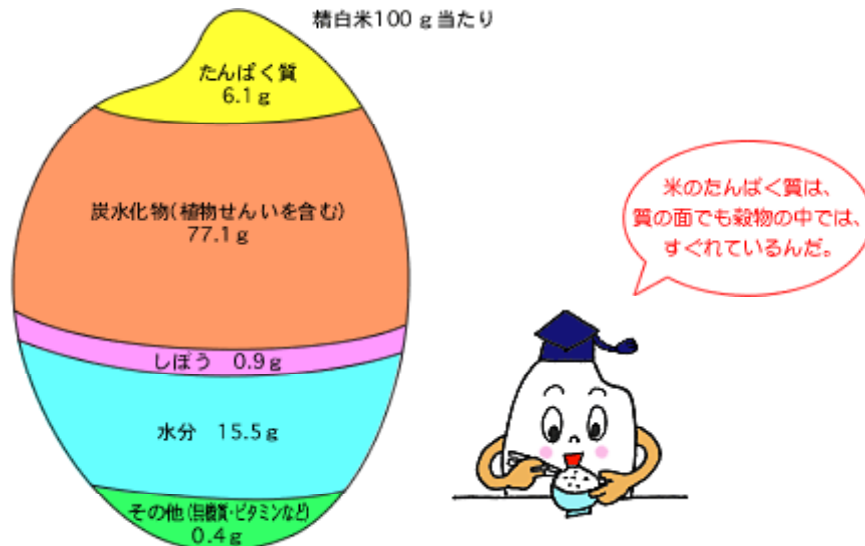


出典：公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構ホームページ

お米にはどんな栄養があるの？

米は、私たちのエネルギーのもとになる糖質(炭水化物)と、体をつくるたんぱく質をふくんでいる、最も基本的な食べ物です。

◎米の成分とその主な働き



たんぱく質	炭水化物、しぼう	無機質、ビタミン
体をつくる	エネルギー(熱や力)のもとになる	体の調子を整える

お米は太りにくいってホント？

最近では、小・中学生たちの中にも太っている人が増えてきました。太り過ぎると糖尿病や心臓病などの生活習慣病といわれる病気にかかりやすくなります。

太る原因は食べ過ぎや運動不足などがあります。量を食べ過ぎてしまったり、高エネルギーのものばかり食べていると、余ったエネルギーは脂肪になって体にたまり、その結果太ってしまうというわけです。

お米などに含まれる糖質は肉やバターに含まれる脂肪よりも優先的にエネルギーとして消費されやすいという特長があります。また、ごはんはお米に水を吸わせて炊きあげるので水分が多く、量のわりにはエネルギーが低い上、粉からできているパンなどちがって、粒のままで食べるので消化・吸収がゆっくりになり、体に脂肪をためるホルモンの分泌もゆるやかになります。このことから、ごはんは、太りにくいでんぷん食品といえるのです。

出典：公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構ホームページ

